

松阪市議会議長
堀端 脩 様

令和4年8月5日

西口 真理

研修報告書

研修会の名称 「議員力研究会」
期日 令和4年7月23日(土) 13時～17時
会場 オンライン研修
参加者 東海地区を中心とした市議会議員10人

この研究会は、岐阜県多治見市の職員として総合計画の策定など行政実務(部長職)だけでなく、議会事務局長経験をお持ちの青山崇氏(自治体学会会員、東海自治体学会役員)を常任の講師として迎え、年度に4～5回、名古屋駅周辺で開催されている。東海、近畿から計10人の市議会議員が参加し、毎回、あらかじめ指名のあった3人程度の議員が直近に行った一般質問等を持ち寄り事例発表する。それについて参加者で検証し、講師の青山氏からも意見が出される。自治体議員としての議員力を高めるための研究会。今回は、新型コロナウイルス感染拡大の状況によりオンライン(Zoom)研修会となった。

【内容】

1. 一般質問等事例報告

- ① 生駒市議会議員 塩見 牧子
「安易で不適切な随意契約について」

3月定例会の一般質問において、障害者優先調達法を悪用した広報広聴課の第3号随意契約を指摘した。その後の情報開示請求で、そのほかにも複数の問題ある契約事案が散見された。随意契約を乱発し、特定の団体、人物に利益誘導する契約を改めさせる具体的方策について議論したい。安易で不適切な随意契約が横行しており、契約に関するルールを徹底させるにはどうすれば良いか、との問題提起。

当該の随意契約は、民間コンサルティング事業者との契約であり、障がい者の就労支援、自立促進という障害者優先調達推進法の目的から外れたものであり、地方自治法の3号随契の主旨にも反するとの見解で一致した。今後も実態解明と問題の周知に努めていきたいとのこと。そのためには、賛同議員を増やすことと、行政職員の意識変革も必要である。

② 美濃市議会議員 辻 文男

「 専決処分(地方自治法第179条)について 」

3月定例会の会期終了日に人事異動内示と共に組織改革の報道発表が行われた。しかし、新規組織として市長公室を設置したが、条例改正の手続きが行われておらず、条例違反を犯したことになった。これを専決処分とし、賛成多数で議会承認を得られたことで有瑕疵が治癒された。

専決処分は、市長に与えられた権限ではあるが、行使するに当たっては地方自治法第179条第1項を遵守すべきと考える。

市長が専決処分を行使するに当たっての、地方自治法第179条第1項の解釈と行使する判断基準を明確にし、自治法に則った専決処分の行使に繋げるよう、今後起こり得る専決処分に一定の規範を議会と共有できるようにしていかなければならない。

③ 松阪市議会議員 海住 恒幸

「 予算案(今回は一般会計補正予算)に対する評価の仕方 」

- 1、賛否の判断につながる質疑をするためには何が必要か。質疑の結果を賛否に生かすためには何が必要か。
- 2、そもそも、議員は、自らの賛否の判断基準とするために質疑をしているのか否か。それとも質疑は、賛否の判断とは別ものか。
- 3、本会議における質疑の設定と内容。常任委員会における審査結果をどう評価するか。
- 4、より議会が議会らしく機能したならば、議長を中心に質疑の論点整理を行い、議員間討議の場をつくるものとするが、議会はそのようにはなっていない。そこへ方向づけるべきか？
とりあえずは「議会力」よりも「議員力」として自分たちにできることを方向づけると？

一般財源を使った観光地の施設整備新規事業が多数あるのが今回の補正予算の特徴。コロナ対策に伴う国からの臨時交付金を後に充てるとのことだが、補正予算を組む緊急性はあるのか。この際、なんでも使ってしまうということではなく、今年春からの物価高騰対策として、学校給食費の負担軽減など、生活困窮に役立てることを考えるべきであると思うが、それはなかった。施策の優先順位は？ 事業自体に反対するものではないが、コロナ対策臨時交付金の使い方、補正予算のあり方に疑問が残る。

2. 意見交換会

「予算修正の意義と具体的な手法について」

過去に予算修正を行った自治体の事例発表。具体的な書類の作成方法（議会事務局・総務課の支援、予算削除の方法、提出時期など）自治体によってかなりの差がある。

修正案提出の意義、いかにして他議員（他会派）の賛同に繋げるか等について意見交換。



【所感】

事例発表①、②は、不適切な随意契約、専決処分といった松阪市では考えにくいような行政処理についてであったが、その法令違反を議員としての的確に指摘できるためには、調査力と関係法律、条例に精通していることが求められる。今回、「国等による障害者就労施設等からの物品等の調達等の推進に関する法律」、「地方自治法施行令第167条の2」、3号随契：特命随契など随契に関する法令や、専決処分の行使に伴う「地方自治法第179条第1項」などの具体的な内容や意義について学ぶことができた。

また、同じ松阪市の海住議員の報告では、補正予算のあり方、国からのコロナ臨時交付金の使い方について他市の議員も含めて議論ができたのは有意義であった。

以上